

台日間の相続放棄における留意点

国際交流はますます活発化し、移民、留学、海外就職、国際結婚の比率も増加傾向にある中、母国以外の地に長期在住する外国人が、その地で亡くなったことにより生じる相続問題もまた増加している。このような涉外民事相続事件は、しばしば二つの国の法律や手続きが交錯する。例えば、どの国の法律が相続に適用されるべきか、又は、国を跨いだ書類の送付と認証の要否、さらには、相続手続きがどういった手順で行われるかなど諸々の問題があり、その取扱い是非常に複雑である。

本稿では、台湾と日本の間における国際相続放棄事件を例として取り挙げ、その関連手順と、留意点について概説し、涉外相続案件に関する初歩的な理解を提供することを目的とする。

1. 管轄権の確定と準拠法の適用

涉外事件を取り扱う場合、優先事項として、まず、国際裁判管轄権及び適用される準拠法の確定がある。すなわち、涉外事件について、どの国の裁判所が審理・裁判を行う権限を有するか、どの国の法律に基づいて審理されるべきなのかを明確にする¹必要がある。

国際裁判管轄権の認定については、国によりその判断基準は異なる。台湾では、民事訴訟法、涉外民事法律適用法などの法令において、国際裁判管轄権の判定基準について明確に規定されていない。このため、受訴裁判所が個々の事件ごとに、当事者間の実質的な平等、裁判の適正、迅速な手続き及び経済性など、訴訟管轄権の法理を考慮したうえで、国内法の関連訴訟法令を類推適用し、総合的に判断するものとしている²。

これに対し、日本では、民事訴訟法及び、家事事件手続法において、相続事件の管轄権の有無について判断規定を明確にしている。原則として、被相続人が日本に住所又は居所を有した場合には、日本の裁判所が管轄権を有するが、被相続人がかつて日本に住所を有していても、その後住所を国外に転出した場合、日本の裁判所は管轄権を有しない³。つまり、被相続人が外国人であり、死亡の時に日本に住所又は

¹ 最高裁判所 104 年度台上字第 1695 号民事判決参照

² 最高裁判所 113 年度台抗字第 53 号民事裁定参照

³ (日本) 民事訴訟法第 3 条の 3 第 12 号

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

居所があった場合には、日本の裁判所は管轄権を有することになり、逆に被相続人が日本人であっても、死亡の時に於いて、住所が外国にあった場合には、日本の裁判所は管轄権を有しないことになる。

管轄権が確定した後は、どの国の実体法を適用して審理を行うべきか、つまり準拠法を確認しなければならない。相続関連事件の場合は、台湾、日本、いずれにおいても、被相続人が死亡したときの本国法が準拠法となる⁴。したがって、涉外相続事件が発生した際には、相続放棄であっても、裁判所に申述が受理されない又は却下されないよう、相続人はなおも管轄権を有する国及び適用される準拠法を確認する必要がある。

2. 外国文書類の公証人役場及び在外機関での認証

管轄裁判所及び審判における準拠法が確定した後は、実務上、最もよく直面する課題は書類の公証人役場及び在外機関での認証である。

国際相続事件では、関連する事実確認のために度々書類のやり取りが行われる。例えば、台湾で発行された死亡診断書を添付して日本で死亡届を提出したり、日本の地方自治体から取得した戸籍謄本を用いて台湾の裁判所で相続人全員の関連情報等の確認を行ったりするケースがある。このようなケースにおいて、各国ともに、書類の真正性を確保するために、関連書類について、特定機関による確認を要求することが一般的である。例えば、台湾から日本へ提出する書類は、通常、先ず台湾の公証人役場での認証を受けた後、外交部領事事務局において再度証明を行う。書類提出先機関からの要求があれば、更に台湾の駐日機関（台北駐日経済文化代表処。以下、代表処と

相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴え：「相続開始の時に於ける被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には相続開始の時に於ける被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）」

（日本）家事事件手続法 第3条の11 第1号

「裁判所は、相続に関する審判事件（別表第一の八十六の項から百十の項まで及び百三十三の項並びに別表第二の十一の項から十五の項までの事項についての審判事件をいう。）について、相続開始の時に於ける被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には相続開始の時に於ける被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）は、管轄権を有する。」

⁴（台湾）涉外民事法律適用法第58条

相続は、被相続人の死亡の当時におけるその者の本国法による。ただし、中華民國の法律によれば、中華民國の国民が相続人であるべき場合、その中華民國における遺産を相続することができる。

（日本）法の適用に関する通則法第36条

相続は被相続人の本国法による。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

いう。)において、再度認証を受ける場合もある。

これに対し、日本から台湾に提出する書類の場合、書類の性質により各種認証手続きが異なる可能性がある。公文書（戸籍謄本など）については、発行機関の公印がある場合は、代表処において直接認証手続きを行うことができる。私文書（委任状など）については、申請者が代表処の領事の面前で署名して証明する場合を除き、当該私文書は事前に公証人役場での認証を経てから、代表処での認証を行う必要がある⁵。

書類の認証手順は各国の提出機関の要求により異なるため、書類の有効性を確保するためにも、事前に当該機関が必要とする認証の程度を問い合わせることを推奨する。

3. 相続放棄手続きについて

台湾の涉外民事法律適用法第 16 条の規定によれば、法律行為の方式は、当該行為に適用すべき法律、または行為地法に定める方式によることができるとしている。このため、台日間相続について、台湾において相続放棄の手続きを行う場合、相続人は台湾法または日本法に定められた相続放棄の方式を選択することができる。台湾の相続放棄の手続きでは、通常、被相続人の死亡が確認できる「除戸戸籍謄本」、相続を放棄する相続人の戸籍謄本、印鑑証明書、相続関係説明図等の書類を添付して、被相続人の住所地を管轄する裁判所に申述する必要がある。

4. 結論

本稿では、台日間における国際相続の手順について、相続放棄を例に、基本的な概念を紹介した。一般的な相続案件では、更に相続財産目録の提出及び納税などの問題が発生する可能性がある。総じて、国際相続には複雑で多岐にわたる課題が含まれるため、管轄権や準拠法の確認、書類の準備及び認証、申述書の作成等の事項については、専門機関の支援が求められる。

国際相続における関連情報について、ご不明な点がございましたら、弊所までお気軽にお問い合わせください。

⁵台北駐日経済文化代表処「個人名義の認証」参照（[リンク](#)）。また、日本と国交がある国の書類の認証手続きでは、当該国の在日大使館での認証の前に、外務省において「公印確認（又はアポステイーユ）」を受ける必要がある。詳細については外務省「証明（公印確認・アポステイーユ）・在外公館における証明」参照（[リンク](#)）。